

(公 印 省 略)  
教 体 第 1854 号  
令 和 2 年 3 月 4 日

各 指 定 管 理 者 様

兵庫 県 教 育 委 員 会 事 務 局  
体 育 保 健 課 長

県 立 体 育 施 設 に 関 す る 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の  
拡 大 防 止 に 伴 う 対 応 の 続 報 に つ い て ( 通 知 )

平 素 は、本 県 教 育 行 政 の 推 進 に ご 協 力 を い た だ き あ り が と う ご ざ い ま す。

こ の こ と に つ い て は、令 和 2 年 2 月 28 日 付 教 体 1838 号 「 県 立 体 育 施 設 に 関 す る 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 拡 大 防 止 に 伴 う 対 応 に つ い て ( 通 知 ) 」 に よ り、通 知 し た と こ ろ で す が、令 和 2 年 3 月 3 日 現 在、県 内 に お い て 複 数 の 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス の 感 染 者 が 確 認 さ れ た こ と を 受 け、下 記 の と お り 対 策 の 徹 底 を 依 頼 し ま す。

記

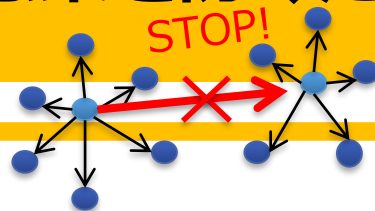
1 対 策 に つ い て

- (1) 原則として、自主事業等主催事業及び不特定多数の者の集う主催イベント等の自粛
- (2) 予約受付済みの貸施設等で、主催者が中止が難しいと判断するイベント等については、別紙「厚生労働省通知 令和2年度3月1日版 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」による工夫した上で実施すること
- (3) 消毒液設置など感染防止措置の徹底
- (4) 施設利用者への手洗いや咳エチケットの徹底

2 対 象 の 期 間

令 和 2 年 3 月 15 日 まで

# 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために



## 感染拡大を防ぐために

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

**小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止**です。

### <感染経路の特徴>

※「小規模患者クラスター」とは  
感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆ これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆ 一方、**スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テント**などでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、

**「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」**です。

## 国民の皆さまへのお願い

- ◇ **換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。**
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性があります。現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。